

使用済 GIGA スクール端末等の売却処分業務の質問に対する回答

No.	質問の場所	質問内容	回答
例	仕様書 P-〇	〇〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・	〇〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・
1	公告文 P-1 2 入札方法等	契約金額の支払いについては、一括納付しなければならないという認識でよろしいでしょうか？ また、支払方法については振込での対応は可能でしょうか？	お見込みのとおりです。 振込での対応可能です。
2	公告文 P-2 5 入札参加資格の確認	小型家電リサイクル法の認定を証明する書類について、認定計画に基づき適正処分が行えると証明するため、以下の書類についても事前に提出が必要となる理解でよろしいでしょうか？ ・直接回収の許可（認定計画の別紙 1、2） →本件は市内 18 校からの直接回収を行う仕様となっているため、小型家電リサイクル法における直接回収の許可が必要となります。 ・再資源化の許可（認定計画の別紙 1、3、4、5） ・再使用の許可（認定計画の別紙 1、3、5、6） →端末を再使用（リユース）する場合も同法において許可が必要となります。 ・収集運搬事業者（認定計画の別紙 7） →収集運搬を委託する場合、同法において許可された事業者のみ委託が可能となります。 また、ADEC の消去プロセス認定の写しについても同タイミングで提出が必要となる理解でよろしいでしょうか？	認定を証明する書類については、認定証及び認定計画別紙 1 ～ 11 の提出が必要となります。 なお、ADEC の消去プロセス認定は推奨とさせていただくため提出の必要はございません。詳細は、修正後の仕様書をご確認ください。

3	公告文 P-3 10 落札者の決定方法	予定価格を下回る価格が最高入札価格となった場合の対応について教えてください。	3 回まで入札を実施しても予定価格を下回る場合は、入札は不調となります。
4	仕様書 P-1 受託条件	処分実績について、法 16 条に基づき環境省・経済産業省に提出し、両省が受領した報告書でよろしいでしょうか？また、現時点で環境省・経済産業省が内容確認中です。そのため正式な受領報告は受けておりません。（例年、両省からの受領報告は秋頃となります。本件は各事業者共に共通と思われます。）両省に正式受領済の令和 6 年度の報告書を提出する前提でよかったでしょうか？ 実績の内容については、再使用を前提に価格を設計されている場合、パソコン・タブレットの再使用を行った実績台数が 7,000 台を上回らなければいけないという認識でよろしいでしょうか？	処分実績については、前年度の認定計画等に準拠した方法で処分を実施したことを確認できる書類（自治体名、処分台数及び契約期間が確認できる契約書等）に加え、環境省及び経済産業省に提出した報告書等の写しを提出してください。 本市では、本案件における処分方法を再使用又は再資源化のいずれかに限定しておりませんので、再使用の実績のみで 7,000 台以上を求めるものではありません。
5	仕様書 P-3 9. 処分方法	処分方法に「データ消去作業は ADEC の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと」と記載があり、かつ 3. 業務内容に「データ消去作業の再委託は行わない」との記載があることから、今回は受注者自身が ADEC の認定を有しており、データ消去を行う必要があるという認識でよろしいでしょうか？	ADEC の消去プロセス認定は推奨とさせていただきます。 また、再委託の禁止についても、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合はこの限りではないとさせていただきます。 詳細は、修正後の契約書（案）及び仕様書をご確認ください。